

特定非営利活動法人 愛知県日本中国友好協会 定 款

第一章 総 則

(名 称)

第一条 この法人は、特定非営利活動法人愛知県日本中国友好協会（NPO 法人愛知県日中友好協会と略す）と称する。

(事務所)

第二条 この法人は、事務所を名古屋市内に置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第三条 この法人は、日本国と中華人民共和国両国民の間の相互理解と友好関係を増進させ、もって日本とアジア及び世界の平和と発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 国際協力の活動

(2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第五条 この法人は、第三条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

(1) 日中両国民の相互理解と友好関係の増進に資する内外の文化、芸術、教育、科学技術及びスポーツ等の交流事業。

(2) 日中両国の友好都市間交流に対する協力と支援。

(3) 日本からの各種訪中団の派遣と幹旋及び中国からの各種訪日団の受入と幹旋。

(4) 中国人技能実習生共同受入事業。

(5) 中国人技能実習生に対する職業紹介事業。

(6) 日本からの留学生の派遣と幹旋。

(7) 在日華僑・華人との提携並びに中国人留学生その他日本に滞在する中国人との交流。

(8) 日本における中国語の普及。

(9) 関係諸機関及び関係団体との協調・連絡。

(10) 機関紙の発行などの広報活動。

(11) その他目的達成に必要な事業。

第三章 会 員

(会員の種別)

第六条 この法人の会員は、次の各号に掲げるものとし、第1号に掲げる正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

- ①直属会員 この法人の目的に賛同し、直接入会した個人及び法人又は団体の会員。
- ②地区協会会員 この法人の目的に賛同し、地区協会に入会した個人及び法人又は団体の会員。ここで地区協会とは、市町村の名称を冠し、この法人の目的を共に図る地区日本中国友好協会をいい、以下同じとする。
- ③特別会員 この法人の目的に賛同し、入会し特別会費を支払う個人及び法人又は団体の会員。

(入会等)

第七条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。地区協会が入会の承認を得た場合、その会員は、前条第1号②に掲げる正会員として承認される。

- 2 会長は、会員の申込みについて、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって申込者にその旨を通知しなければならない。
- 3 会員は、入会金・会費(機関紙代を含む)をこの法人に納めなければならない。但し地区協会会員は、地区協会の会費を当該地区協会に納め、地区協会は、この法人に分担金を納めるものとする。
- 4 会員の会費及び地区協会分担金に関する規定は、別に総会において定める。
- 5 既納の会費及びその他拠出金品は、返還しない。

(資格の喪失)

第八条 会員は、この法人が解散した場合のほか、次の各号の1に該当するに至ったとき、その資格を失う。

- (1) 個人の会員が退会したとき。
- (2) 個人の会員が死亡したとき。
- (3) 法人又は団体の会員及び地区協会にあっては、当該法人等が解散し又は退会したとき。
- (4) 除名されたとき。

(権利の喪失)

第九条 前条の規定に基づき会員の資格を喪失した者は、会員として一切の権利を失い、既に納金した会費その他この法人の資産に対し、何らの請求もすることができない。

(退 会)

第十条 会員は、退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

- 2 地区協会会員が地区協会から退会したときは、この法人からも退会したものとす

る。

- 3 会員が会費を1年間にわたり滞納したときは、退会したものとみなす。地区協会が分担金を正当な理由なく2年間にわたり滞納したときは、この法人から退会したものとみなす。

(除 名)

第十一条 会員が次の各号の1に該当するときは、総会の議決によりこれを除名することができる。その場合、その会員に対し、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を汚し又は信用を失うような行為があったとき。
- (2) 定款又は総会の議決に違反する行為があったとき。
- 2 地区協会会員がこの法人から除名された場合、当該地区協会からも除名されるものとする。

第四章 役 員

(種別及び定数)

第十二条 この法人は次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上40名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長、12名以内を副会長、1名を専務理事とする。

(選 任)

第十三条 理事及び監事は、総会において、正会員（法人又は団体会員の場合は、その代表者）の中から選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第十四条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務の執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見したときは、これを理事会

あるいは総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任 期)

第十五条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(欠員補充)

第十六条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第十七条 役員が次の各号の1に該当するときは、総会の議決により役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐ええないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に該当役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報 酬)

第十八条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員は報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(名誉会長)

第十九条 この法人に、名誉会長を置くことができるものとし、会長職にあった者の中から総会の議決を経て、推戴する。

2 名誉会長の任期は、第十五条第1項の規定を準用する。

(顧問及び参与)

第二十条 この法人に、顧問及び参与をそれぞれ若干名置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べる。

4 参与は、会長の諮問に応じるほか、知識と経験を生かしてこの法人の業務の執行に寄与する。

5 顧問及び参与の任期は、第十五条第1項の規定を準用する。

第五章 総 会

(種 別)

第二十一条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第二十二条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第二十三条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第五十一条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第二十四条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が、第十四条第5項第4号の規定に基づき招集したとき。

(招 集)

第二十五条 総会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった場合、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第二十六条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第二十七条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第二十八条 総会における議決事項は、第二十五条第3項の規定によってあらかじめ通

知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第二十九条 各正会員の表決権は、平等なるものとする

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第二十七条、第二十八条第2項、第三十条第1項第2号及び第五十四条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第三十条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第六章 理事会

(構成)

第三十一条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第三十二条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第三十三条 理事会は、毎年2回以上開催するほか、次の各号の1に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事が、第十四条第5項第4号の規定に基づいて招集したとき。

(招 集)

第三十四条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第三十五条 理事会の議長は、その理事会に出席した理事の中から選出する。

(議 決)

第三十六条 理事会における議決事項は、第三十四条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事の総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第三十七条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第三十六条及び次条第1項第2号の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第三十八条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印又は署名しなければならない。

第七章 専門委員会等

(専門委員会及び部会)

第三十九条 この法人は、各種の専門委員会を設け、各種の部会をつくることができる。

- 2 専門委員会及び部会の会議は、必要な場合随時開催し、活動の状況は理事会に報告するものとする。

第八章 資産、会計及び事業計画

(資産)

第四十条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第四十一条 「削除」

(資産の管理)

第四十二条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第四十三条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の区分)

第四十四条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の一種とする。

(事業計画及び予算)

第四十五条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が理事会の承認を経て作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第四十六条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第四十七条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第四十八条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第四十九条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第五十条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第五十一条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第九章 事務局

(事務局)

第五十二条 この法人に、事務局を設け、事務局長1名及び職員若干名をおく。

2 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

3 事務局の組織、運営などに関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

4 職員は有給とする。

(書類及び帳簿の備置き)

第五十三条 この法人の事務所には、法第二十八条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備え置かねばならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

第十章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第五十四条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第二十五条第3項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第五十五条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する場合は、総会において出席した正会員数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第五十六条 この法人の解散後の残余財産は、次の者に帰属させるものとする。ただし、合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。

(名 称)

公益社団法人日本中国友好協会

(事務所の所在地)

東京都台東区駒形1丁目5-6 金井ビル5階

第五十七条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第十一章 雑 則

(公 告)

第五十八条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報及び公益社団法人日本中国友好協会の機関紙「日本と中国」に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

(細 則)

第五十九条 この定款の実施について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から実施する。
- 2 この法人の設立により、任意団体たる愛知県日本中国友好協会の会員及び一切の資産は、この法人が継承する。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第十三条第1項、第2項の規定にかかわらず別表第一に掲げる者とし、その任期は、第十五条第1項の規定にかかわらず、平成23年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第五十条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第四十五条の規定に関わらず、成立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第七条第3項、第4項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員① 直 属 会 員

個人	入会金	1,000 円	年会費	12,000 円
法人・団体	入会金	20,000 円	年会費 一口	30,000 円

② 地区協会会員分担金

入会金	500 円	年会費	6,260 円
-----	-------	-----	---------

③ 特 別 会 員	入会金	20,000 円	月会費一口	5,000 円
-----------	-----	----------	-------	---------

附 則

この定款は、平成24年6月6日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日（平成24年9月25日）から施行する。

附 則

この定款は、平成25年6月6日から施行する。

附 則

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日（平成30年8月28日）から施行する。

附 則

この定款は、名古屋市長の認証を受けた日（令和〇年〇月〇日）から施行する。

2

会 長	後藤 淳
副 会 長	伊藤康二
副 会 長	伊藤公正
副 会 長	伊藤般展
副 会 長	稲垣 守
副 会 長	倉知俊彦
副 会 長	杉原元司
副 会 長	谷 祝夫
副 会 長	都築光哉
副 会 長	成田一成
副 会 長	山崎周彌
副 会 長	若原富夫
副 会 長 兼 専 務 理 事	岡崎 温
理 事	安藤正明
理 事	石川和明
理 事	伊藤清司
理 事	伊藤則男
理 事	岩井 透
理 事	小林邦夫
理 事	近藤牧雄
理 事	酒井庸行
理 事	佐藤一志
理 事 兼 事 務 局 長	佐藤 豊
理 事	佐野秀次
理 事	鈴木大棋
理 事	鈴木俊行
理 事	鈴木智彦
理 事	関 良雄
理 事	高井光信
理 事	坪田暢允
理 事	原田泰浩
理 事	平松芳博
理 事	宮川史彦
監 事	天木一馬
監 事	亀嶋茂二